



### 特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

江戸川区長 殿

（ 令和 5 年 5 月 1 日 ）

江戸川区特別区税条例第34条の4の規定により、特別区民税・都民税特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いたため、届出します。															
所在地 (住所)	〒132-8501 江戸川区中央1-4-1														
フリガナ	エドガワウヰイ カブシカイシャ														
名称 (氏名)	江戸川納税 株式会社														
代表者名 職氏名	代表取締役 納税 太郎														
法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	担当者	(連絡先) 03-5662-6345
特別徴収義務者 指定番号	1	2	3	4	5	6	7	※区市町村ごとに異なります。				(氏名) 納税 花子			
理由	※該当する番号に○を付けてください。 ① 給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなったため ② その他（理由：														

関与税理士 署名	依頼している場合は記入してください。	(連絡先)
-------------	--------------------	-------

#### 【 注意事項 】

- この届出書を提出した場合には、その提出した日の属する納期の特例期間から納期の特例承認の効力が失われることとなります。
- 給与の支払いを受ける者が常時10人未満となったことにより、再度納期の特例の承認を希望する場合は改めて申請が必要となります。
- この届出書を提出した場合には、提出日の属する月分以前に特別徴収した税額はその提出日の翌月の10日までに納入し、その後に特別徴収した税額は通常の納期限に納入していただくこととなります。

(例.)この届出書を提出した日が3月の場合の納期限

- ◎ 12～2月分（提出日の月以前）⇒ 4月10日まで
- ◎ 3月分（提出日の月）⇒ 4月10日まで
- ◎ 4～5月分（提出日の月以降）⇒ 翌月10日まで

※ 送付先が所在地と異なる場合は、書類送付先を記入してください。

【 提出先 】〒132-8501 江戸川区中央1-4-1 江戸川区役所 総務部 納税課 収納推進係